

# 大阪府道路交通規則一部改正!

平成20年12月1日施行

今まで、  
危険と思われてきた行為が禁止と  
なりました! (5万円以下の罰金)

次のような行為は、注意力が散漫になり、交通事故につながるなど危険なので絶対にやめましょう。

**携帯電話でメールしながら自転車を運転する行為等の 禁止!**



携帯電話、携帯型音楽プレーヤー、携帯ゲーム機等を手で持つての通話や注視しながら**自転車**を運転することが禁止

大阪では、**自転車同士**や**自転車と歩行者**の交通事故が10年前の約7倍と激増!

**大音量で音楽等を聴きながら自転車等を運転する行為の 禁止!**

ヘッドホンステレオ、カーオーディオ等を使用して大音量で音楽等を聴きながら**車**や**自転車**など車両を運転することが禁止

※大音量～警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量



▲音楽にばかり気をとられていると、他の車両などの発見が遅れ、**交通事故を起こしてしまうかもしません。**

◀もしあなたや家族が、緊急自動車を必要としている時、こんな自動車が走っていたらどう思いますか?

## 自転車安全利用 五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

### ④ 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

### ⑤ 子どもはヘルメットを着用